

# 静岡英和学院旅費規程

(目的)

第1条 本学校法人の役員・教職員が出張（赴任等を含む。）する場合は、この規程により旅費を支給する。

(出張の定義)

第2条 出張とは、理事長・学長又は校長（権限を委任された者を含む。）の指示に基づく用務のため在勤所を離れて旅行することをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し又は赴任した場合には、次の各号により旅費を支給する。

(1) 内国旅行の旅費

職員が内国を旅行した場合の旅費は、第4条による。

(2) 在勤地内等の旅費

職員が学校所在地内に旅行した場合の旅費は、交通費実費を支給する。

(3) 赴任旅費

新たに採用された職員が移転のため住所若しくは居所より在勤地に旅行した場合の旅費は、別表(一)、(二)及び移転料とする。

(4) 外国人又は外国居住者を職員として採用した場合の赴任若しくは帰住のための旅費は、採用時の契約事項による。

(旅費の種類)

第4条 出張旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、旅行諸費、宿泊料とする。

(1) 鉄道賃、船賃、及び航空賃は路程に応じ旅客運賃により支給する。

(2) 車賃は、路程に応じ実費額等を支給する。

(3) 旅行諸費は内国旅行中の日数に応じ1日あたり県外800円、県内200円（勤務所から4キロメートル以内は支給しない）を支給する。ただし、長期研修等受講者の旅費において県外5日目以降は200円の支給とする。

(4) 県内2夜目、県外4夜目までの宿泊料は宿泊料定額11,800円を支給する。ただし、長期研修等受講者の旅費において県内3夜目、県外5夜目以降の期間の宿泊料は実費額とする。

2 赴任旅費の種類は、赴任のための旅費、着後手当、移転料及び扶養親族移転料とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は勤務地を出発点として、最も経済的な通常の経路・方法により旅行した場合の旅費により計算する。

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400

キロメートル、水路旅行にあつては 200 キロメートル、陸路旅行にあつては 50 キロメートルについて 1 日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に 1 日未満の端数を生じたときは、これを 1 日とする。

(旅費の計算基準)

第 7 条 旅費計算基準は次の各項による。

- 2 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金及び特別急行料金とする。

(1) 運賃の等級を 2 階級に区分する線路による旅行の場合には普通車の運賃

(2) 鉄道片道で急行料金は 50 km 以上、特別急行料金は 70 km 以上及び座席指定料金は 100 km 以上に対し支給する。ただし、新幹線の利用可能な区間の路程が片道 50 km 以上で、かつ、校務上特に緊急な必要があるときは、新幹線の自由席特急料金を支給することができる。

(3) 定期券を利用して旅行した場合には、現に要した鉄道賃の額を支給する。

- 3 車賃の額は、電車又はバス等に要した料金で、現に支払った実費による。

- 4 有料自動車の使用は、事前に承認のあるとき又は急を要する等やむを得ないときに限る。

(旅費の概算前渡し)

第 8 条 旅費は出張の予定に応じ本人の申請により概算前渡しをすることができる。

- 2 前項の規定による概算前払いを受けたものは、帰省後 5 日以内に精算しなければならない。

(旅費の請求)

第 9 条 旅費（概算前払いを含む。）の支給を受けようとする者は、所定の請求書に必要書類を添えて提出しなければならない。

(旅費の実費支給)

第 10 条 出張の性質、地方の状況又はやむを得ない事故等のため定額の旅費によって旅行の費用を支弁し難い場合は、実費を支給することができる。

(旅費の減額支給)

第 11 条 次の各号の一つに該当する旅行の性質上、旅費の定額を減じ又は旅費の全部若しくは一部を支給しないことがある。

(1) 他から旅費等の支給を受けるとき。

(2) 旅行に要する費用が旅費定額の支給をする必要がないと認められるとき。

(3) 職員が学会研修等、参加のため出張を希望した場合。

(出張報告)

第 12 条 出張を終つて帰任したときは、その旨所属の長に報告するとともに、3 日以内に報告書を提出しなければならない。

(赴任旅費の計算)

第13条 職員の赴任の場合の移転旅費、着後手当、移転料及び扶養親族移転料は、次の各号により計算する。

- (1) 赴任旅費……住所又は居所から在勤地まで順路により別表一により計算する。
- (2) 着後手当……赴任に伴う住所又は居所の移転については、別表二により計算する。
- (3) 移転料……荷物運送料の実費について計算する。

移転料の請求には荷物運送料の支払を証する書類を添付して提出しなければならない。

(ア) 荷物及び運送料の定義

荷物とは、運搬・運送する物品をいう。運送料とは、運搬・運送する物品の量及び距離による運送費、高速代、保険料等をいう。

- (イ) 移転料は荷物運送料の実費について計算するが、その取扱いについては、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じ、次の表に定める額以内とする。

距 離	金 額
鉄道 50 キロメートル未満	126,000 円
鉄道 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満	144,000 円
鉄道 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	178,000 円
鉄道 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	222,000 円
鉄道 500 キロメートル以上 1000 キロメートル未満	292,000 円
鉄道 1000 キロメートル以上 1500 キロメートル未満	306,000 円
鉄道 1500 キロメートル以上 2000 キロメートル未満	328,000 円
鉄道 2000 キロメートル以上	381,000 円

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

(4) 扶養親族移転料

職員の赴任に際し、家族の移転旅費及び着後手当については、別表(一)並びに(二)により計算する。

「扶養親族」の範囲は、主として職員の収入によって生計を維持している次の者をいう。

配偶者・子・父母・孫・祖父母及び兄弟・姉妹

(外国旅行の旅費)

第14条 外国旅行の旅費については、用務の性質、関係予算等に基づいて学校の長は理事長と協議してその都度定める。

- 2 外国旅行に係る鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃、日当、宿泊及び食事料、支度料、旅行雑費等は、静岡県職員の旅費に関する諸規程に準ずる。

(非常勤職員等の旅費)

第 15 条 本学院の非常勤職員又は臨時に用務を依頼した学院外の者の出張旅費は、本学院の職員に準じて支給する。

(理事会・評議員会等の旅費)

第 16 条 理事会・評議員会及び監事の用務による旅費は、日額 5,000 円とし、静岡市外に住所を有する者については交通費の実費を支給する。ただし、この法人の教職員から選任されている理事・評議員には適用しない。

(実施細則)

第 17 条 この規程実施のため必要ある場合は、細則を定めることができる。

(雑 則)

第 18 条 この規程に定めのない事項については、静岡県職員の旅費に関する条例（昭和 31 年 8 月 1 日条例第 48 号）の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、昭和 51 年 1 月 10 日より施行する。

(規程の廃止)

2 静岡英和女学院中学校・高等学校出張旅費規程はこれを廃止する。

(経過規程)

3 従前の例により支払われた旅費のうち、校務出張の場合に限り日当、宿泊料については昭和 50 年 4 月 1 日よりこれを適用する。

附 則

この改正規程は、昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正規程は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成 2 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成 21 年 10 月 16 日より施行する。

別表 赴任旅費

(一) 旅費定額表

区 分	鉄道賃	船 賃	車 賃	旅 行 諸 費		宿 泊 料	
				県内	県外		
職 員	鉄道運賃	中 級	実 費	200 円	800 円	11,800 円	
扶 養 親 族	12 歳以上	鉄道運賃	中 級	実 費	133 円	533 円	7,866 円
	6 歳以上 12 歳未満	1/2	1/2	1/2	66 円	266 円	3,933 円
	6 歳未満	2 人を超える人につ き 1/2					

備 考

旅行諸費及び宿泊料について、扶養親族の 12 歳以上の者は、職員の 3 分の 2、12 歳未満の者は、職員の 3 分の 1 相当額

(二) 着後手当定額表

区 分			着後手当			備 考
				県内	県外	
鉄 道 50 km未満	職 員		(3 日 3 夜)	36,000 円	37,800 円	
	扶 養 親 族	12 歳以上		24,000 円	25,200 円	
		12 歳未満		12,000 円	12,600 円	
鉄 道 50 km以上 100 km未満	職 員		(4 日 4 夜)	48,000 円	50,400 円	
	扶 養 親 族	12 歳以上		32,000 円	33,600 円	
		12 歳未満		16,000 円	16,800 円	
鉄 道 100 km以上	職 員		(5 日 5 夜)	60,000 円	63,000 円	
	扶 養 親 族	12 歳以上		40,000 円	42,000 円	
		12 歳未満		20,000 円	21,000 円	
備 考	① キロ数の計算は鉄道に換算（陸路 4 倍、水路 2 倍）して合計する。 ② 転入地住民票の謄（抄）本を提出する。					

備 考

(1) 扶養親族の 12 歳以上の者は、職員の 3 分の 2、12 歳未満の者は、職員の 3 分の 1 相当額

(2) 赴任後教職員住宅に入居する者にも適用